

令和 6 年度第 2 回知立市子ども・子育て会議 会議録

日時：令和 6 年 7 月 2 6 日（金）

午前 1 0 時から

場所：中央公民館 2 階

第 1 ・第 2 展示室

■委員出席者（計 1 5 名、敬称略・順不同）

高橋敦子、北村信人、松元貴子、大島稔、谷田一敏、霞智子、久米枝里、長村明日香、宇野成佳、瀬古俊之、朝倉信哉、近藤雅明、山本由美子、石田沙織、伊藤邦子

■委員欠席者（計 4 名、敬称略・順不同）

蔭山英順、豊田かおり、長谷川依句弥、松田斉

■事務局

福祉課長 川端淳嗣、健康増進課長 拮石千穂、学校教育課長 尾崎淳一、子ども課長 久留宮康治、子ども課 大橋幸代、河内久佳、池田康利、小林靖之、伊藤彩子

■開会・あいさつ

（事務局：子ども課児童家庭係長）

定刻より少し前ですが、皆様お集まりですので始めたいと思います。

本日はご多忙の中、また暑さの厳しい中、ご出席いただきありがとうございます。本日の会議は「知立市審議会等傍聴要領」の規定に基づきまして、会議を公開としております。傍聴者の入場が可能となっておりますので、あらかじめご了承くださいませよう、よろしくお願いいたします。

それでは、会議開始に先立ちまして、配付資料の確認をお願いいたします。会議資料として、『次第』及び『第 3 期知立市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）』と記載している資料を机上に配付しております。過不足等がないかご確認をお願いします。よろしいでしょうか。なお、机上の会議資料のうち『第 3 期知立市子ども・子育て支援事業計画（骨子案）』については、郵送等で事前に配付させていただいた内容から一部修正させていただいた箇所がございます。修正箇所とその内容については、後ほど、協議事項の中でご説明させていただきます。

本日は、蔭山会長、医師会代表 豊田委員、主任児童委員代表 長谷川委員、労働者代表 松田委員につきましては、事前に欠席の連絡を受けております。

委員総数 1 9 人のところ、過半数に達しておりますので、知立市子ども・子育て会議条例第 5 条の規定により、ただ今から令和 6 年度第 2 回知立市子ども・子育て会議を開催させて

いただきます。なお、これまでの会議において、冒頭で市長及び会長からご挨拶をいただきましたが、本日はお二人とも欠席となっております。

会長に替わり本日、進行をお願いさせていただき副会長よりご挨拶いただきたいと思います。

【副会長あいさつ】

(副会長)

本日進行を務めさせていただきます、社会福祉協議会の高橋敦子と申します。よろしくお願いいたします。蔭山会長の代理というとても非常に荷が重くて大変ですが、皆様のご協力をもって進めていきたいと思っております。

猛暑ということで本当に暑いです。10年に1度の暑さと言われていますが、本当に10年に1度で済むのかというのが正直な気持ちです。会場であるこの中央公民館に夏にやりたいことというボードが設置してありました。先ほどそれを見ていましたら、海に行きたい、かき氷が食べたいなど書いてある中に、夏の暑さから生き残るという力強い言葉も書いてありました。それほど今年の暑さは課題だと思っています。

さて、社会福祉協議会ボランティアセンターでは、夏休み福祉体験教室が開かれています。子どもたちに、普段ではできない福祉の体験を通して、社会に対して自分のできることを見つけるということで、ボランティアが講師となり、いろいろなコーナーが設けられています。昨日は車いす体験を行っていました。車いすの使い方から乗り方、押し方を学ぶわけですが、車いすを实际使っている方の気持ちとして、どういったことがわかるだろうかと、アピタまでお買い物に行っていました。以前は地域福祉センターのなかでの体験でしたが、ここ数年はそういったことをしています。セリアでお買物をしたそうです。物が置かれている高さや車いすを利用されている方の不自由さを感じ、相手の立場になって考える実践ができたと思います。その他、子ども食堂や、高齢者サロンで子どもたちがそれぞれできることをお手伝いするという体験をしてもらっています。

また、昨日の日経新聞に人口動態調査が載っていました。総務省が発表する、今年1月の時点での日本の人口統計が報じられていました。外国人を含み国の総人口は1億2400万人ほどで、前年に比べ、53万人の減少ということです。生産年齢人口の割合はかろうじて横ばい状態で59%です。その中で日本人の人口はどれだけかというと、1億2100万人です。日本人だけを数えると15年連続で減っています。前年に比べると過去最高の日本人の減少率だそうです。それに比べ外国人の人口は、初の300万人を超え、他方、繰り返しますが日本国籍の人口の減少が約53万人です。外国人の人口が増加することで、生産年齢人口もかろうじて維持されているということで、日本にとっては少子高齢化社会というのは大きな問題です。

こうした状況のなかで、子ども・子育てのしやすい知立市をつくるため、皆様のご協力をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局：子ども課児童家庭係長)

ありがとうございます。ここからの会議進行については、副会長にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(副会長)

それでは、次第の2協議事項「第3期知立市子ども・子育て支援事業計画案（個々の支援施策）について」の協議を行います。事務局より説明をお願いします。

(事務局：子ども課長)

議題に入る前に、前回会議のご報告からはじめさせていただきます。お手元の骨子案ですが、冒頭、事務局より郵送したものと机上の資料との違いは、24ページ以降の変更点には★マークがあり、新たに取り組むものがわかるようにしています。

第1回の会議で1ページから20ページまではご了承いただきました。前回の会議で、高橋副会長より、多岐に渡る子育て支援施策をわかりやすく示すため、ライフステージに応じ施策を取りまとめるようご提言を頂戴しました。そのご提言を受け、胎児期から高校生、ひいてはその後の若者にかかる支援施策を基本目標ごとに体系化しました。

これにより、基本目標の順番が前回会議でお示ししたものから変更になっています。基本目標1「こどもまんなかの地域づくり」はライフステージのすべての段階に及ぶものであり、以後、基本目標2「安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」は胎児期から就学前を中心としています。基本目標3「子どもの健やかな成長への支援」は小中学生期、基本目標4「若者の自立を支える環境づくり」は高校生以後若者を中心とし、最後の基本目標5「きめ細かな対応が必要な子ども・家庭への支援」については、子どもの状況ごとに支援施策が異なることから、すべてのライフステージを対象とした建付けとなっています。

このようにライフステージと基本目標に相関関係を持たせることで施策の体系がわかりやすくなりました。この変更により、先の会議でお示した計画の全体構成に掲載順の変更をさせていただきましたが、内容に大きな変更はありません。

また、今回5か年の計画を策定するにあたって、先に行ったアンケート結果をもとに、本計画がどの程度市民の皆さんの子ども・子育ての支援に資することができたか判断をするため、評価指標を設けたいと考えております。

資料23ページをご覧ください。こちらにあげた項目を成果指標とし、次なる計画の策定時に先行して実施するアンケート調査においても同様の設問を設けることで、今回策定する第3期計画の評価をしていく考えです。

この評価指標は、国がこども施策を総合的に推進するために策定した「こども大綱」の評価項目と結びついたものであり、本計画が国の大綱を勘案して策定する市町村こども計画でもあることに加え、子ども・若者支援と貧困対策を含めたものでもあることから、それに即した評価指標も取り入れたものとなっています。第1期、第2期計画とは異なり、第3計画は子ども自体にアンケートを行っています。次期計画策定時に実施するアンケートでも、子

ども自身が楽しいと感じるまちとなっているか、保護者にとって子育てしやすいまちとなっているか、このあたりを今後5年間の長期目標としています。

ここで、家計の状況が苦しいと感じている保護者の割合について成果指標を掲げていますが、そもそも家計が苦しいから子育てができないということもあり、それは感覚的なもので、年収などで評価できないかと考えているところですが、ひとまず一旦削除させていただきます。そのうえで今後何らかのお示しができればこちらに入れたいと思います。

また、今回目標値が空欄となっていますが、指標中孤独を感じる割合は減少を、それ以外の指標は増加した数値が目標値となりますが、これらの目標値は市の最上位の計画である総合計画との整合性をふまえ、次回の会議でお示しします。

これまでご説明させていただいた施策とライフステージの関係、本計画における5か年計画の数値目標に加え、資料はとびますが53ページに掲載の「計画の推進新体制と進行管理」が今回初めて委員の皆様にお示しをするものとなっています。

以上、ここまでのご説明で何かご質問等はございますか。

(副会長)

まずは、ここまでの説明で何かご意見、ご質問がございましたらお願いします。

(谷田委員)

前回会議では、基本目標2「安心して子どもを産み育てることができる環境づくり」は2番にあがっておらず、より下の方に位置していたと思うのですが、これが上にあがってきたということは、家庭が子どもを育てるうえで大切だから上にもってきたという意味合いはないのでしょうか。ただ順番を入れ替えただけでしょうか。

(事務局：子ども課長)

基本目標では5番目が一番下、1番目が1番上というような表示で並んでいますが、児童にとっては、自分のことを考える時間や家庭が重要であると思っています。ただ、基本目標の付番に即し番号順に並んではいますが、それは重要度を示すものではなく、家庭が大事だから2番目というわけではありませんが、とはいえ家庭としていっしょに過ごす時間、関わる時間が一番にあると思っています。

(谷田委員)

子どもは子どもだけで育たないので、家庭というものが大事です。地域で子どもを育てるというのは無理です。本当に子どもを育てるは家庭です。家庭を大事にするように支援するのが一番の取り組みだと思います。また、子どもを大事に、大事にと言うと逆に子どもを育てにくい反動を生み出すのではないかと心配です。苦勞して子どもを育てるぐらいなら、子どもを育てるのをやめるという考えにならないかということです。

上はやれと言いますが、本人たちの意思は別です。やはり家庭というものが大事だと本質

を捉えていかなければ駄目だと思います。

(副会長)

ありがとうございます。基本目標の順番で軽い、重いということではなくそれぞれ同じ比率で目標を持つということによろしいでしょうか。子ども・子育てに関して、家庭はライフステージのなかでどの段階でも大事ということで計画が構成されているということです。事務局よろしいですか。

(事務局：子ども課長)

お見込みの通りです。いろいろなところで支援の手を加えないといけない親御さんも増えてきています。全員、支援が必要ではありません。ＳＯＳを出せない親御さんもあり、そこには支援をしていくということです。

(谷田委員)

私は子どもが３人います。３人の子どもをつくったのは、子どもの中で一つの社会をつくりたいと思ったからです。２人だと対峙したままなので、できるだけ歳が離れないように３人の子どもにしました。夫婦が３人の子どもを産んでいけば、多少人口増につながりますが、私の息子は子どもは２人しかいません。娘は１人しかおらず、孫としては４人しかいません。これでは人口は減少していきます。考え方が全く違います。息子は３人子どもを持つと、育てるのが大変だといいます。娘２人は３０歳過ぎてから結婚しました。それから子どもを産むので、これから２人というのはないかなと思います。そのような状態を解消できるかという点と難しいと思います。少子化に対する意見としてこういったことも考えます。

(瀬古委員)

戦後の「産めよ増やせよ」という考えを押し付けるつもりはありません。その点ご理解いただきたいところです。計画及び行っている施策はすべて、基本的には伴走型で、こうした、でも何か足りないといった方をそっと後ろから支え、少しだけ背中から押してあげる施策というのが基本スタンスです。委員のおっしゃる通り、上から押し付けると反発するのわかりますので、そういったつもりで計画を立てておりません。こうしたスタンスを前提に今後ともご審議いただければと思います。

(北村委員)

この計画はこども基本法に基づいているということで、子どもの人権を大切にしたい支援をしようということだと思います。子育てについて一番は家庭だと思いますが、家庭で育てるだけでは子どもは育ちません。子どもを育てるのに未熟な経験値の保護者もいます。それを地域や行政全体で支えていこうというのが基本的な考え方です。産まれた時点で人権があります。それを認めた上で、子どもの育ちを支えていこうという考え方です。家庭だけではできないということを承知してもらい、地域で支えていこうということ

だと思います。

(谷田委員)

この施策のすべてを否定しているわけではなく、基本は家庭でその家庭の中でも子育てができない家庭もあるので、それは当然支えていかなければいけないことは承知しています。私が言いたいのは家庭を抜きに子育ては考えられないということです。

(副会長)

個々の施策についてそのあたりを考えていただきたいと思います。
その他の部分の説明を事務局によりお願いします。

(事務局：子ども課長)

それでは、資料24ページをご覧ください。次期計画において、それぞれの基本目標を推進するための、個々の施策を51ページまでに渡り記載しています。各施策の掲載にあたっては、庁内各課へ照会をかけ回答を得ており、事務局にて調整した内容を記載しています。

本日の会議で委員の皆様にご審議いただきたい主な内容としては、この24ページから51ページまでに記載している個々の施策に関し、計画に掲載すべき項目とその内容等についてとなります。

個々の施策については、資料に記載しているとおりではありますが、皆様にご意見等をお伺いさせていただく前に、参考として現行計画には計上されていない施策のうち、主だったものを基本目標ごとにいくつかご説明させていただきます。

まず、基本目標1『「こどもまんなか」の地域づくり』についてです。資料24ページの①の二つ目に記載している「子どもの声を汲み取る仕組みづくり」について、取組みとしては過去から実施していたものとなりますが、この計画の基ともなっている「こども基本法」においても、こどもの声を聞く仕組みづくりが謳われていることもあり、市内中学校に通う中学生により、市政全般にわたる質問・提言の機会である子ども議会等を内容に記載しています。

また、同じく資料24ページの②の一つ目に記載している「子どもの権利養護委員会」については、子ども一人ひとりが尊重されるまちづくりを目的として制定している知立市子ども条例に基づき組織されている委員会です。この子どもの権利についても、先程と同様、「こども基本法」で法定化されたものであり、この計画の中で改めて位置付けておきたいと考えています。この権利擁護委員会は、必要に応じ、子どもの権利侵害に係る相談を受け、権利回復に向けた助言等を行うもので、施策としてはこの委員会の活動の周知を行うものです。

次に、基本目標2『安心安全な妊娠・出産への支援』です。資料33ページの②の二つ目に記載している「こども家庭センター」については、国による児童福祉法の改正を受け、母子保健と児童福祉とが、より強固に連携し合うことによって、切れ目のない相談支援を行うために設置するものです。

資料３４ページの上から三つ目に記載している「こども誰でも通園制度」については、国により、現行の幼児教育・保育給付に加え、月内で一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる新たな通園給付が創設され、令和８年度から実施することとなっております。実施に向け、限られた人員、設備、予算でこういった方法で実施することが効果的か、慎重に検討を行っていきます。

次ページ３５ページの「子育て応援団事業」については、新規事業ですが★マークが資料からは漏れておりますので、追加をお願いします。これは、市内の店舗・事業所に、子育て家庭の保護者が安心して外出できる環境を整え、地域全体で子育て支援に資することを目的とした制度です。

３６ページ「医療的ケア児保育事業」については、保育園等で医療的ケアが日常的に必要な児童を受け入れるための看護師等の配置など、保育環境の整備に努めるものです。

次に、基本目標３『子どもの健やかな成長への支援』です。資料３８ページ②の二つ目に記載している「コミュニティ・スクール推進事業」は、児童生徒の保護者や地域住民等が協議会の委員となり、学校運営や教職員の任用等に関し、教育委員会へ意見を述べていただくことで、地域の声を積極的に生かし、地域と一体となって特色ある学校づくりを進めていくことを目的とした事業です。今年度令和６年度から事業を進めており、以降、段階的に市内全域に拡大していきたいと考えています。

次に、基本目標４『若者の自立を支える環境づくり』です。資料４１ページの二つ目に記載している「若者の就労支援」は、若者と雇用主である市内事業所に対し、就労・雇用に向けた各種制度の周知を行うとともに、主にハローワークと連携した職場体験やキャリアカウンセリング等を実施することで、職場定着に向けた支援を行います。

同じく、資料４１ページの三つ目に記載している「知立若者サポートステーション」は、知立駅付近の施設において、若者の就労に向けた相談支援や就職活動に向けた体験・セミナー等を実施することで就労・職場定着を図り、社会的自立に向けた支援を行います。

最後に、基本目標５『きめ細かな対応が必要な子ども・家庭への支援』です。資料４４ページの一番下に記載している「養育費保証事業に関する研究」は、離婚後の育児費用にもなる養育費を、離婚相手から確実に得るための養育費保証制度に関し、より利用しやすく有用な制度とするため、近隣や先進自治体の動向や事例を調査し、制度の拡充策を検討するものです。また併せて、養育費の取り決め内容に法的な拘束力を持たせるための公正証書作成に係る費用を補助する事業についても、利用促進のための周知等を行います。

また、資料４６ページに記載した「ひきこもり等支援事業」については、今年度、令和６年度から子ども・若者支援地域協議会を立ち上げ、何ができるか等、支援のための組織づくりを話し合います。相談支援体制を充実してくため、令和８年度に子ども・若者総合支援センターを設置することを目指し、開設に向けて、これから検討を進めるものです。

また、５０ページ「子育て情報」の多言語発信についてですが、担当が健康増進課だけになっていますが、子ども課所管事業でも行っていますので、担当課に子ども課の追加をお願いします。

簡単ではありますが、今回の計画で初めて計上するいくつかの事業を説明させていただきました。皆様から、闊達にご意見等いただければと思います。

(副会長)

ありがとうございました。他の項目についてもご意見・ご質問等あればお願いします。

33ページのこども家庭センターについて説明いただきましたが、他方で子育て支援センターもあります。子育て支援センターとこども家庭センターとのかかわりはどういったものになりますか。

(事務局：子ども課長)

こども家庭センターは、子育て支援センターは異なり、要保護児童対策地域協議会や子ども課内の家庭児童相談室で児童虐待やヤングケアラー等の相談対応を行っていくことです。子育て支援センターでも、保健センターの母子保健コーディネーターと連携して相談支援事業等を行っており、行政の介入がいるかいないかという方についても、気軽に相談していただくところです。

(長村委員)

26ページの放課後児童クラブと放課後子ども教室の違いを教えてください。

(事務局：子ども課長)

子ども課所管の放課後児童クラブは昔でいうところの学童保育です。両親ともに就労している小学生について、学校終了後最大7時までや、夏休みなどの長期休み中の子どもをお預かりするところです。

もう一方の学校教育課所管の放課後子ども教室には就労要件はありません。原則、学校がある日の下校後にともに過ごすものです。学校管理下ではなく、子ども教室として行っています。児童クラブとの違いとしては、クラブの利用にあたっては料金が発生します。そのため、働いている方で4時または5時くらいまでの勤務の方ですと比較的子ども教室の利用の方が多く、フルタイム勤務となると放課後児童クラブになる方が多いです。

(副会長)

対象児童の学年はどのようなになっていますか。

(事務局：子ども課長)

児童クラブは6年生までです。放課後子ども教室は4年生までです。

(長村委員)

はたから見ているとどちらも楽しく過ごせているように思えますが、5時くらいのお迎え

なので、それなら子ども教室がよかったのかと思い質問しました。

（事務局：子ども課長）

低学年の方で、保育園経験者は、最初は児童クラブの利用の方が多いと思います。ただ、学年があがれば利用率は下がってきます。高学年になれば、クラブに通所するお友達が減ることも一つの要因です。また、すべての小学校区で放課後子ども教室があるのは近隣では知立市だけで、児童クラブか放課後子ども教室か選択できる点はよいところだと思います。

（伊藤委員）

放課後子ども教室に定員はありますか。

（事務局：子ども課長）

厳格な定員はなく、希望があれば受け入れていると認識しています。

（宇野委員）

放課後子ども教室は就労される方のための事業ではなく、子どもの安心安全な居場所づくりとして地域の方に支えていただいている場所です。学校での授業後、5時か6時に閉まります。定員もあまり多いと困りますので、本来6年生までを対象としたいのですが、4年生までと人数制限をしています。場所は学校ごとで、空き教室を使用しており、教室の空きが減ってくると定員数も減るという状況です。

（久米委員）

放課後子ども教室は4月に登録しなければ途中から入れないというのは、どうしてですか。

（宇野委員）

途中から人数が増えると、常時登録している人が困るからです。転入してきた人は別ですが、1年間の見通しを持っていただき参加、不参加を決めていただきます。児童クラブは、月ごとに期限はありますが、空いていれば利用は可能です。

（北村委員）

児童クラブについては、保育園同様、もっと入れるように枠を広げられる tara と思います。児童クラブは面積も狭く、動きたい時期の子ども達が利用するところなので、事業を拡充していただければと思います。

また、総じて計画に関して言えば、こういったことを行いたいというものであって、具体的な数字が出てこなければ評価できないと思います。

医療的ケア児に関して、国や県に看護師の配置等をお願いしていますが、将来的にいつぐらいになるか知りたいです。

児童の中で、きょうだいを異なるところに通わせるのも大変なので、なるべく預かれる仕組みを考えていただきたいです。

インクルーシブ保育も掲げておられるので、コストはかかると思いますが、将来の子どもの育ちを踏まえるとよいことだと思います。

また、保育所の入所状況などがもっと知りえる状況にあるといいと思います。

認定こども園の普及促進についても施策として記載されていましたが、乳児の割合が増えているので、その部分の受け入れが大事だと思います。逢妻保育園は、一時的な措置として乳幼児に特化するとのお話でしたが、これも継続されているのが現状です。

量と質の確保の観点から、量の面で待機児童ゼロとされていますが、質のほうは十分な措置がなされていません。小学校は少人数制になっていますが、保育所もそうしていただけると質が上がるかと思います。

だれでも通園制度について、説明によれば一時預かりは保護者のため、だれでも通園じゃ子供のため、とのことですが、よくわかりません。果たして実施できるものなのかどうか疑問に思います。

また、育児休業者の取扱いについて、2歳児の保護者については先駆的な取組みをされており、いっそうの拡充を求めるところです。

さらに言えば、0、1、2歳児の保育料についても、保護者の属性から鑑みても、無償化が望まれるところではあります。

(事務局：子ども課長)

さまざまなご意見をいただき、ありがとうございます。

子ども課として個別で私立の保育園と協議する場合がありますので、必要に応じてその場で回答させていただきたいと思っています。

直近の6月議会でご案内しましたが、1歳児の年度途中で入所できない方は、6月16日時点で31名です。4月について待機児童は達成できたのですが、現状はそういった状態です。

逢妻保育園は一時的であるというご意見もありますが、今年度の見立てで言えば、乳児園をやめるという選択肢はありません。むしろ稼働させないと追いつかない状況です。

育児休業は原則1年で保育園に入れなければ1歳6か月、その次が2歳という形のなかで、だいたい1歳で入る方が多く、引っ越しで転園される方も多いと思います。子どもの総数は減っていますが、乳児のご利用はほぼ横ばいです。その中で医療的ケア等をやっている現状です。担当課としては、何を優先していくかが重要であると思います。また、だれでも通園制度は保育所だけに限定された制度ではないと聞いております。本制度の実施場所として、保育所だけでなく他にも検討できればと思っています。

(長村委員)

働く保護者の支援を手厚く行っていることはわかるのですが、昨年、保育園で

コロナが流行っていたものの、5類になったこともあり、学級閉鎖しないということがありましたが、2日ほど閉鎖すれば感染しないのにも思いました。それは働くお母さんのためだということですが、子どもは軽症で済むかもしれませんが、やはり心配でした。子どもの命が大事なのにそのあたり融通がきかないのかと思いました。

(事務局：子ども課長)

ご心配ありがとうございます。コロナがはじまった当初、学校等が一斉休校したことがあったと思います。その時、経済活動に支障があるので保育所と児童クラブについては開所を継続しており、これはその時点での求めに応じていたものと思います。職員が感染した場合で、クラスターになれば閉所しなければならないと思いますが、原則、職員が配置できる状況であれば保育所の使命としては開所を続けることにあると思っています。

(近藤委員)

24ページ、子どもの権利擁護委員会について、子ども自ら救済を求めることは難しいと思います。学校にはスクールカウンセラーがいますが、そこで子どもの声を受け止めるということが大事であり、子どもの声をどう拾うかが重要だと思います。ただ委員会があるだけではなく、具体的な仕組みが市として必要であるのではないのでしょうか。委員会単体で救済や迅速な支援というのは難しいと思います。個々の事案により対応は違うと思いますので、効果的な仕組みづくりができればと思っていますが、今の状況を教えてください。

(事務局：子ども課児童家庭係長)

お尋ねいただきました件につきましては、家庭児童相談室で担当し、学校、幼稚園、保育園と連携体制は強固に構築しております。その中で、権利侵害が認められることがあった場合、あるいは支援する必要があるのではと気がついた場合は、すみやかに関係機関から家庭児童相談室に情報提供いただくことになっています。

また、小学校、中学校の生徒においては、「なやみアンケート」というかたちで子どもたちの声を拾うものがあります。その中で、気になるお子さんの声が学校に届いたら、学校の先生がまず聞き取りしてくださり、そのうえで必要があれば家庭児童相談室に連携できる体制も整っており、早期に発見し、早期に対応するような仕組みとなっています。

(近藤委員)

ありがとうございます。そうした連携が滞ると、至急対応が必要となるケースでもうまくいかなくならないと思いますので、しっかりとした仕組みづくりと運用をお願いしたいと思います。

(副会長)

貴重なご意見ありがとうございます。社会的擁護を必要とする子どもたちは、特に注意

が必要だと思います。児童の権利に関する条約や憲法にも基本的人権の尊重が規定されています。お話のあった子どもの権利擁護委員会や、46ページにもありますSOSの出し方に関する教育など、子どもがうまくSOSを出せるように、それが必要なところに伝わるようにというのは、一つのところではできないと思います。なるべく多くのところで、多くの目、多くの耳で拾っていくということが大事だと思います。

私は、人権擁護委員をさせていただいています。その活動のなかでSOSミニレターというものを小中学校に配布し、子どもたちが誰にも言えないことや悩みを書き、それが法務局まで直接届くようにしています。やはりいろいろな内容のものがあ、なかには死にたい、いじめ等の深刻な悩みがあります。それは学校に通報し、皆でそれを支えていく仕組みというものもあります。LINE相談も始まりました。今の子は電話をかけるのが難しいです。いろいろな方法で生きる権利、教育を受ける権利、子どもとして幸せに生きていく権利を守ることですので、いろいろな機関がうまく連携して、機能するようになればいいなと思っています。

（北村委員）

やはりスクールカウンセラーが小学校等にいつも居ないといけないと思います。安心感がないと相談しません。ときどき来る人には信頼、安心感がないので相談しません。学校に1人とは言いませんが、1週間に1回絶対来るということがわかると、相談しやすくなると思います。カウンセリングを受けるということは、日本では問題を抱えている人、病気の人だという考えがありますが、本来は情緒を安定させるためのものです。小さい頃から相談するということを経験していくと、大人になってからもできるようになります。

学校の先生が相談を担うとなると、とても負担がかかります。専門の人がいて、ケアする形がよいと思います。

（事務局：子ども課長）

ありがとうございます。スクールカウンセラーの件に関しては本日ご欠席の会長もいろいろなお考えがあるかと思っています。何ともお答えしにくいですが、こういったご意見があったことはお伝えさせていただきたいと思います。

（北村委員）

知立市には、スクールソーシャルワーカーはいますか。できれば、社会福祉士資格を持った方がソーシャルワーカーになってもらえるとよいと思います。

（副会長）

できるかできないかは別として、いろいろなご意見、ご要望を出していただき、施策をまとめていける場にしたいと思います。他になにかございますか。

(山本委員)

33ページのこども家庭センターについてですが、いつごろできるか教えてください。

また、先ほど、こども家庭センターと子育て支援センターのかかわりについてお話がありましたが、こども家庭センターは、妊娠時から皆さんに関わってくることになると思います。健診等も行っているのです、そこを基点に特段大きな問題を抱えていない家庭についても見落としのない支援を考えていただけるとよいと思いますし、ここにいらっしゃる皆様すべてにつながっていくような仕組みになればと思います。

(事務局：子ども課長)

こども家庭センターについては、建物を建てるわけではないため、人材確保がかなえば来年4月の設置を予定しています。この人材の確保について、現在どの業種、職種においても人材不足が発生しており心配していることも事実です。

知立市ではにじいろニコニコ事業、子育て世代包括支援センターが事業として存在し、子育て支援センターが施設としても存在しています。そもそも児童福祉部門、母子保健部門双方が、国からの通知の前から連携を構築しているなかで、こども家庭センターができると何がどう変わるか疑問でした。当市の立場からすれば、月1回の情報共有の場は既にあるものの、指揮命令系統を明確にすることや、サポートプランなどが新たな課題として掲げられ、母子保健、児童福祉双方が、どういった支援が可能か、この点を考えていきたいと思います。

このセンターについて、ご利用いただく方にその機能や役割をお示しする必要があるかもしれませんが、こういった支援の対象にならずに済む方もいます。支援が必要な際は、きめ細やかなご案内ができるよう努めていく必要があると思います。

(山本委員)

子育てされる方の多くは特段問題を抱えていないと思うのですが、それでも子育てに困った時、いっぱいいっぱいになってしまった人の支援もあわせ持っていただきたいところです。

(北村委員)

以前から述べている通り、明石市がまさにそうした支援を行っているのだと思います。3,000円相当のオムツ等を配るために、派遣員が各家庭に出向き、さまざまな相談にのる訪問型の支援です。申請型の支援であるとハードルが上がるため、支援にあたっては訪問型にしようといと思います。

(事務局：子ども課長)

困ったときの相談先としては、子育て支援ガイドブック等でこういった時にはこういった相談ができます、といったように取りまとめた形のご案内をしています。

北村委員のおっしゃる明石市までとはいきませんが、34ページ記載の子育て世帯訪問支援事業も、この会議ではご案内できていませんでしたが、その実施について考えているとこ

ろです。

(久米委員)

1歳半健診の時に保健センターで相談の予約をしたのですが、6月時点では予約がいっぱい、相談可能なのが9月と言われました。3か月も経過すれば悩みも解消されることもあり、悩んでいるのは今なのに、と思いました。人手不足などもあると思うのですが、この問題も解消できたら助かります。

(健康増進課)

発達相談、ことばの相談などを健診のたびに設けていますが、適切な時期に相談に入っていただくことができず申し訳なく思っています。こうしたご不安な点は、適宜保健師にご相談いただければと思います。

こども家庭センターと子育て支援センターのお話がありました。保健センターでは妊娠届出時から、訪問、面接等で保護者の方とコミュニケーションをとるようにしています。そして、妊娠8か月時点で、アンケートや相談のある方にはこちらのサービスなどをお伝えし、困っていることはないか伺いするようにしています。

今までは、産まれた後に経済的な面や子育ての面で困って等子育てが非常に困難な状況になってから、子ども課と連携することはあったのですが、妊娠中から不安なことはないか早めに把握することで、その後の子ども課との円滑な連携がとれるようにしています。

子育てするにあたり、リスクが高い方を中心に子ども課とより密接な連携をとるための機関がこども家庭センターです。他方、子育て支援センターは、ざっくりとした不安などを抱えた方の相談先として、パパママクラスの時などからご案内しており、子ども課の子育て支援センターと健康増進課も担う子育て世代包括支援センターとの連携事業という形で、にじいろニコニコ事業も行っています。

このようにさまざまな面で健康増進課と子ども課は連携をとっています。いろいろな制度ができてきているので、わかりやすい形で市民の皆さまにお示しできたらと思います。

(伊藤委員)

ヤングケアラーについて、ケアマネージャーがヤングケアラーを発見するパターンがあるかと思いますが、ヤングケアラーの方も自分がヤングケアラーであるかどうかわからず、家族の一員であるという認識を抱いているかとも思います。それは専門家からしたらおかしいのではないのでしょうか。もっと行政が関わったほうがいいのではないかと思います。今現在、ヤングケアラーが自ら声をあげるということはあるのでしょうか。行政にどうしたらいいかなどの相談はあるのでしょうか。

(事務局：子ども課長)

ヤングケアラーについて、子ども自身からの相談は、学校のアンケート等からは見受けら

れません。各関係機関の専門職の方がみつけるということが多く、学校や病院の関係者などから、もしかしたらヤングケアラーではないか、と報告をいただき、そこから動いていくという形です。見つけ出すというより、見守っている機関が、家庭児童相談室にご報告いただき、担当窓口を確認するという流れとなっています。

（副会長）

確か来月にヤングケアラーの研修がありますね。

（事務局：子ども課長）

専門職や、学校等を含めご案内させていただいており、ヤングケアラーの存在とその接し方について学ぶことを目的として開催するものです。こうした周知に加え、子どもたち自身に子どもの権利について伝えていく教育的な面とを双方ともに実施していく必要があると思います。

（山本委員）

23ページの本計画における数値目標で、目標値はいつの時点になるのですか。

（事務局：子ども課長）

令和10年度、11年度にあたります。4期の計画を策定する際の調査にあたって得られた調査結果を3期の計画の目標達成率として判断する仕組みを考えています。

（北村委員）

現状値はアンケート実施年の2023年ですか。

（事務局：子ども課長）

お見込みのとおりです。

（北村委員）

この計画は少子化対策の目的も入っていたので、合計特殊出生率も目標に入れてはどうでしょうか。

（事務局：子ども課長）

本計画の上位計画である総合計画との整合を図る必要もあるなかで、その数値の取扱いについても確認させていただきます。

（副会長）

障がい児への支援、貧困対策、外国人の支援と記載されていますが、この会議のメンバー

の中にそういった各方面の専門の方がいないと思うので、ぜひそちらの機関からも意見や現状を聞いていただければと思います。

人権の観点から言いますと、LGBTQの問題などもあります。パパママクラスは、その呼称としてこのままでいいのか疑問です。また、里子を育てている方は、自分の子どもを育てている方とは異なる悩みをお持ちです。この計画の中にも、里親制度についての施策が入っていたと思うのですが、そちらの悩み相談などの課題もあるという意識を持っていただければと思います。

子育て支援センターでおもちゃ図書館を実施しており、その際に知り得た情報としては、以前はママと子どもがともに利用する形が定番でしたが、今はパパと子どもでの利用が多いということです。パパ同士で育児の相談をされたり、他のママから情報を仕入れたりしているとのことでした。いろいろな多様性を認めて、その中からいろいろな知恵を授かるということもあるかと思います。こういった状況のなかで皆の人権が守られるとよいなと思います。

本日はいろいろなご意見をいただきありがとうございました。他にお気づきの点がありましたら、事務局までご連絡ください。本日の会議はこれで終了します。ありがとうございました。事務局から何かあればお願いします。

（事務局：子ども課児童家庭係長）

長時間にわたりご協議いただきありがとうございました。次回は令和6年10月頃を予定しております。

今回の会議でいただいたご意見を踏まえたとともに、国から示された手引きに沿って、見込まれるサービスの提供量等をお示しし、それを組み込んだ状態の次期計画の全体案を事務局側で作成し、次回の会議で皆様にお諮りさせていただく予定です。

事務局からの連絡は以上です。改めまして、本日はお忙しい中ご出席いただきありがとうございました。お帰りの際には、お気をつけてお帰りください。本日はありがとうございました。